

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版(案)に対する御意見の概要及びそれに対する回答について

※該当箇所は、意見公募手続を実施した案の該当箇所であり、提出いただいた御意見に記載されたものとなります。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する回答
1	15頁 16頁	<p>キャッチオール規制の説明内容について</p> <p>「外国ユーザーリスト」については、参照先の45ページを含めて脚注で触れているのみですが、同リストは、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件の確認で重要な文書ですので、簡単にでも、本文中で説明されてはいかがでしょうか。「文書等告示」や「明らかなガイドライン」についても、そのようなものがあることを、簡単にでも本文中で触れておかれるとよろしいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「外国ユーザーリスト」について、「文書等告示」との関係も含めてより丁寧に記載をいたしました。(別紙2 No.2参照)</p> <p>「明らかなガイドライン」については、内容を記載した「明らかなガイドラインシート」を121頁に掲載していますので、用途・需要者要件の確認の際にご活用ください。</p>
2	29頁	<p>居住者及び非居住者について</p> <p>上記箇所にある「居住者及び非居住者の判定」の表ですが、貴省が本年3月に作成された「安全保障貿易管理ガイダンス[入門編]」の16ページに参考掲載されている「居住者及び非居住者について」と同じ表を使われたほうが分かりやすいと思われます。差替えを検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、より分かりやすくという観点から、表の差し替えをいたしました。(別紙2No.4参照)</p>
3	37、38頁	<p>「共同研究における特定類型アプローチの考え方」について</p> <p>A教授への技術提供につき「X大学もY大学も許可取得義務なし」を結論にしてよいのか疑問を感じます。</p>	<p>A教授への技術提供については、例えば、共同研究契約書等に、参画する研究者名が記載されている場合には、「本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供に係る契約において特定類型該当者Aに提供することが明記されている場合」に該当しますので、Y大学からA教授への技術提供について、Y大学は許可申請をする必要があります。</p> <p>この点も含め、「共同研究における特定類型アプローチの考え方」については、より丁寧に記載をいたしました。(別紙2No.12参照)</p>

4	37頁	<p>P37 (4)共同研究における特定類型アプローチの考え方 について  当方の共同研究等の場合、共同研究契約書等には必ず研究計画書  が付随しており、当該計画書には参画する研究者名や具体的な研究内  容が記載されています。</p> <p>このようなケースの場合は、「本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供  に係る契約において特定類型該当者Aに提供することが明記されている  場合」に該当するのでしょうか？</p> <p>また、該当する場合は、本邦法人Yから特殊類型該当者Aに対する技  術提供は、「取引」に該当し、外為法の規制対象になるということでは  しょうか？</p> <p>さらに規制対象となった場合、経産省への届け出等は本邦法人Xが行  うのか、それとも、本邦法人Yが行うのか、何れになるのでしょうか？</p>	<p>御指摘のケースは、「本邦法人Xと本邦法人Yとの間の技術提供  に係る契約において特定類型該当者Aに提供することが明記さ  れている場合」に該当しますので、本邦法人Yから特定類型該  当者Aに対する技術提供は「取引」に該当し、外国為替及び外国貿  易法の規制対象となります。また、当該取引に係る経済産業省  への許可申請については、本邦法人Yが行うこととなります。</p> <p>「共同研究における特定類型アプローチの考え方」については、  御指摘の内容も踏まえ、より丁寧に記載をいたしました。(別紙2  No.12参照)</p>
5	37頁	<p>P37 「(4)共同研究における特定類型アプローチの考え方」 の  「本邦法人？外為法の規制対象外になります。」 について</p> <p>この文章は、結論的に  本邦法人Xの従業員が本邦法人Yの特定類型該当者Aに技術提供(共  同研究)する場合は、通常は外為法の規程対象外であり、本邦法人Xも  本邦法人Yも許可申請は必要ない  ということが良いのでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。  この点も含め、「共同研究における特定類型アプローチの考  え方」については、より丁寧に記載をいたしました。  (別紙2No.11、13参照)</p>
6	37頁	<p>法人間技術提供取引における特定類型アプローチの考え方について</p> <p>(4)は、冒頭で「本邦法人Xから本邦法人Yに対して技術提供をする場  合において、…」という状況を設定していますので、本邦法人Xから見た  本邦法人Yの従業員Aの特定類型該当性確認の必要性の有無について  も言及されてはいかがでしょうか。</p> <p>例えば、「この場合…外為法の規制対象外となります。」の paragraph の  末尾に、「したがって、技術を提供する本邦法人Xは、通常、本邦法人Y  で技術を受領する従業員Aの特定類型該当性を確認する必要はありま  せん。」と追記することをご提案します。</p>	<p>御意見を踏まえ、本邦法人Xによる本邦法人Yの従業員Aの特  定類型該当性確認の必要性の有無に関する追記も含め、「共同  研究における特定類型アプローチの考え方」については、より丁  寧に記載をいたしました。(別紙2No.11、13参照)</p>
7	37頁 38頁	<p>37ページ、38ページにおいて、「(4)共同研究における特定類型ア  プローチ」(欄外33、34を含む)について記載されておりますが、申し訳ご  ざいませぬが、さらに説明をわかりやすく記載願いたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「共同研究における特定類型アプローチの考  え方」については、より丁寧に記載をいたしました。  (別紙2No.11、13参照)</p>

8	37頁 38頁	<p>(4)共同研究における特定類型アプローチの考え方の図の配置</p> <p>説明が37ページ、その説明を補足する図が38ページに掲載されています。多少ページ数は増えるかもしれませんが同じページに掲載してはいたがでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、図表の配置についてより分かりやすいよう調整をさせていただきました。(別紙2No.11、13参照)</p>
9	40頁	<p>「特定取引」かどうかの確認手順について</p> <p>「特定類型該当性確認」を事前確認シートでチェックするのは、管理の過重となり実際には機能しないと思われます。現実的ではありません。個々の教官に記録をつけさせ、必要に応じて管理担当者がそれをチェックする形の方が現実的と考えます。</p>	<p>教職員や学生の特定類型該当性については、入学・採用時に確認し、確認された特定類型該当者の情報は、輸出管理部門において一元的に把握できるよう集約し、必要に応じて、「事前確認シート」の起票等により提供技術について検討するなど、当該特定類型該当者に対する適切な対応を検討することを推奨しております。具体的には、特定類型該当者に技術の提供を行う可能性がある教職員に事前に通知する仕組みがあれば、当該教職員は当該通知に記載の者のみを特定類型該当者として扱い、当該通知に記載の者への技術提供の場合にのみ、事前確認シートを起票することとする運用も考えられます。</p> <p>なお、特定類型該当性の情報は、大学として技術の提供を検討・判断する際の基本情報として必要な情報であると考えられることから、「事前確認シート」に記載しております。</p>

10		<p>みなし輸出管理の改正に係るパブリックコメントのNo46において、大学において特定類型該当者の一覧ができた場合に技術の提供者が、提供相手が特定累計該当者であるか否かをどのような手段で知ることができるか、といった例示を含む質問がありますが、回答では具体的に記述されていないように見受けられます。</p> <p>このことについて、特に規模の大きい大学や異分野融合型の研究を実施する大学の場合、特定類型に該当する学生・教職員等に対して外為法管理技術を提供する可能性がある教職員等を特定することが難しい事例なども想定されます。</p> <p>こういったことを考えると、特定類型該当者の一覧を学内で公開するなどして、技術提供者が提供相手が特定類型該当者であるか認知できる仕組みを構築する必要があるのではないかと推察されます。</p> <p>一方、外国政府等から多額の生活費の支援を受けている場合も特定類型該当者に該当するなど、特定類型該当者に該当するか否かという情報は、個人の事情(生活事情等)に深く立ち入る案件とも想定されます。</p> <p>個人に関する情報の取扱いを適正に行いつつ、技術の提供者が提供相手が特定類型該当者であるか否か知りえるような情報共有をどのように行うべきか、具体的にガイダンスに例示いただけないでしょうか。</p>	<p>特定類型該当者の情報に関する学内等での具体的な情報共有の方法については、個人情報保護法令等に従った上で、また、各大学における規制技術の保有状況、把握された特定類型該当者の人数、安全保障貿易管理体制等、各大学の実情に応じ、適切な対応を検討していただく必要があります。</p> <p>例えば、特定類型該当者の情報について、大学の輸出管理部門などが一元的に把握し、特定類型該当者に技術の提供を行う可能性がある教職員に事前に通知する仕組みが考えられますが、そのほかにも、現在、非居住者の学生への規制技術提供に係る管理のために採用されている方法と同様にさせていただくことも考えられます。</p> <p>なお、各大学における特定類型該当者の把握や情報共有の方法に関する取組については、随時情報収集をしていき、各種説明会等の場において紹介させていただくなど、引き続き必要な情報共有を行ってまいります。</p>
11	66頁～	<p>個々のケースの確認手続において、「留学生・研究生」に対する管理を例示しています。しかし、今回の「みなし輸出」管理の明確化では、留学生・研究生(非居住者)だけでなく学生(居住者)に対象を拡大していることから、記載内容を整理する必要があると考えます。</p> <p>「学生」の中に、外国人(日本の国籍を有しない者)と日本国籍を有する者がある と考えます。学校基本調査に外国人学生の定義があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、「留学生」「学生」の記載について整理をいたしました。(別紙2No.16参照)</p> <p>なお、特定類型該当者に係る管理については、留学生や外国人研究生・教職員と同様の管理を行うことを推奨しております。</p>
12	92頁～	<p>特定類型の自己申告用誓約書例の掲載</p> <p>特定類型の自己申告用誓約書の例(改正役務通達の別紙1-4)も掲載してはいかがでしょうか。掲載される場合、英語のものも併せて掲載されるとよろしいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書(役務通達別紙1-4)を誓約書例として掲載させていただきました。(別紙2No.28, 29参照)</p>
13	93頁 98頁	<p>P93, P98の左下最終行: 規程 → 規定</p>	<p>御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり修正いたしました。(別紙2No.20, 23参照)</p>

14	93頁 98頁 2条2号	<p>特定類型該当者への再提供が明らかな場合とは</p> <p>規程が適用される「技術の提供」の範囲に、「特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供」を含めていますが、「特定類型該当者へ再提供することが明らかな」であるかは、どのような方法で把握することが想定されておりますでしょうか。具体例があればお示しいただければと存じます。</p>	<p>御意見の理由中でもいただきましたとおり、例えば、大学や研究機関が居住者である教職員、学生や研究生に技術を提供する際に交わされる契約書等において、提供される技術が再提供されることや再提供の相手方が特定類型該当者であることが明記されているような場合が想定されますので、その旨追記いたしました。(別紙2No.18, 19参照)</p>
15	93頁～	<p>安全保障輸出管理規程の例が示されていますが、特定類型該当者の定義は第2条で示されています。一方で、学生(日本国籍を有する者及び外国人)に対する特定類型該当性の判断を行う明確な規定が見当たりません。本規程により学生に対する特定類型該当性を判断する根拠は第何条が当たるのでしょうか。</p>	<p>規制技術の提供に当たっては、技術の提供前までに相手方の特定類型該当性の確認を行う必要があることから、安全保障輸出管理規程の例における事前確認の規定(中小規模大学の例においては第9条、大規模総合大学の例においては第10条)に基づき、相手先の特定類型該当性の確認をすることを追記しています。</p> <p>また、多くの大学・研究機関においては、特定類型該当性の確認について、個別の技術提供の際ではなく、学生等の受入れ時等に行うことが考えられ、その際の具体的な学内手続について別途細則等で定めることも想定されます。</p> <p>なお、本ガイダンスで示す安全保障輸出管理規程の例は、一つの参考例を示したものですので、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関の実情に応じて適宜修正してご活用ください。</p>
16	100頁	<p>P100 第12条 ……なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。</p> <p>P100 第13条 ……なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続に沿って確認を行う。</p> <p>→第12条と第13条が同じ表現ならば、第13条の方、「を定め、当該手続」が抜けている。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり修正いたしました。(別紙2No.25参照)</p> <p>また、第13条については、御指摘の箇所以外にも第12条と異なる記載がありましたので併せて修正しております。</p>

17	107頁	<p>「受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。」というチェック欄があるが、特定類型2については、「外国政府等」からの利益を受けるものとされている。一方、特定類型1で、外国政府等とは、「外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)」と定義されており、明確に民間企業は除かれている。今般の判断基準で、民間企業・組織を含むとなっている理由を教えてください。(特定類型の判断基準とは異なっているのではないか。)</p>	<p>「外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れの事前確認シート」及び「特定類型該当者(学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外)受入れの事前確認シート」については、これらの者の受入れ時等に、安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学・研究機関として受入れ等の可否を判断するためのツールの一つとして活用されることを想定しているものです。当該シートの「受入予定者の懸念情報」における財政的支援に係る項目については、キャッチオール規制の観点から確認を推奨している項目であり、特定類型該当性の判断基準とは異なっております。</p>
18		<p>「特定類型該当者」受入用の事前確認シートに対する審査票が存在していませんが、今後も掲載予定はありませんでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、審査票について修正をしております。(別紙2No.27参照)</p>
19	114頁	<p>p.114の審査票は外国人受け入れ用なので、特定類型該当者用の審査票も参考様式を作成していただけないでしょうか。また、雇用の場合に本人から取得する類型該当性に関する誓約書様式(日本語版、英語版)も掲載していただけるとよいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、審査票について修正をしております。(別紙2No.27参照) また、御意見を踏まえ、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書(役務通達別紙1-4)を誓約書例として掲載させていただきました。(別紙2No.28, 29参照)</p>
20	115頁	<p>用途チェックシートについて 大量破壊兵器関連チェックの「別表行為」の項目①には「軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く」の注記をつけるべきではないでしょうか？ また⑦の細目a・dには「大臣が告示で定めるものを除く」の注記をつけるべきではないでしょうか？</p>	<p>「用途」チェックシートをはじめ、各帳票類の例は、一つの参考例を示したものですので、実際の活用にあたっては、各大学・研究機関の実情に合わせて適宜修正してご活用ください。</p>

21	誓約書	<p>「特定類型該当者に(技術情報を)提供しようとする場合…指導教員(受入教員)に相談する…」とあります。</p> <p>この例文では、全組織内の特定類型該当者が誰か？分かっている場合を想定しているようですが、我々は特定の範囲内(例えば研究室内)に情報共有を限定する管理を検討しています。</p> <p>その場合には、研究室単位の誓約書を入手すればよいのでしょうか？</p>	<p>ご質問の趣旨及び研究室単位の誓約書の中身が明らかではありませんが、121頁の誓約書例(公表されたガイダンスでは125頁)は、入学時や採用時に、大学から提供を受けた研究上の技術情報を他者に提供するには必要に応じて外国為替及び外国貿易法に基づき適切に手続を行うことや、当該技術情報の使用は民生用途に限る旨を内容とし、入学者等へ注意喚起を行うために用いていただくことを目的にお示ししたものですので、必ずしも、学内・機関内の特定類型該当者が既に明らかになっている場合のみを想定したものではありません。</p> <p>なお、誓約書例については、各大学等の実情に合わせて適宜修正してご活用ください。</p>
22		<p>今回、みなし輸出の明確化や特定類型等、新しい概念や規制が多く提示されているため、大学内に説明・配布している安全保障輸出管理マニュアルを改訂する予定です。</p> <p>そこで、同マニュアルに機微技術ガイダンス第4版(案)(又は「案」取れ版)に使われている図表をそのまま使いたいのですが、著作権上の扱いについて教えて下さい。</p> <p>可能であれば、出典元を毎回記載することも避けたいと考えております。</p>	<p>御意見を踏まえ、本ガイダンスの記載や図表を引用する際の留意事項について記載をいたしました。(別紙2No.30参照)</p>
23		<p>外為法に基づく輸出管理については、経産省の担当窓口の明確化が図られました。しかし、大学等の高等教育機関を所管する文部科学省については、学生・留学生、研究機関、研究インテグリティなど担当する部署が複数に分かれているので、一元的な窓口を示してもらうことはできないでしょうか。</p>	<p>御指摘については当省からはお答えしかねますが、文部科学省の担当部局にお伝えしております。</p>
24		<p>入口管理・出口管理の際に徴取する誓約書や教職員の採用時に徴取する誓約書について、わが法人では、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進の立場から、紙媒体ではなく、Web上での入力・提出を教職員、学生、雇用契約でない臨時教員・研究者等に義務づけ、それを事務局で一元管理する計画です。</p> <p>このような計画について、問題(誓約書は紙媒体でなければならない等)はありますか？</p>	<p>御質問の誓約書については、例えば、特定の事項に関する誓約又は確認について、特定の個人が行ったことを示す証跡があるなど、ある特定の個人に特定の事項について誓約又は確認させるという誓約書の趣旨を損なわない形で行われるのであれば、必ずしも紙媒体で徴取又は保管することまでは求められておりません。</p> <p>誓約書等の保存期間や電子的形式での保存について追記をいたしました。(別紙2No.8参照)</p>

25		<p>大学における安全保障輸出管理上の措置に対する訴訟リスクを回避又は低減するための方法や、このような措置の妥当性に関してガイダンスによる担保が必要である。</p>	<p>御意見を踏まえ、「みなし輸出」管理の明確化に伴い、大学等が教職員等や学生の特定類型該当性を確認する必要があることや、経済産業省への許可申請が必要となった場合には業務を行うにあたり必要な情報であっても大学等からすぐには提供できない可能性があることなどを教職員等や学生に対して事前に説明していただく際にご活用いただける参考資料について追記しております。(別紙2No.17, 19参照)</p>
26		<p>特定類型該当者等が虚偽の申告等を行い、大学が知り得ないままに行われた規制技術の提供等について、大学側の免責を明確に記述すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書に関して、虚偽の回答がされた場合や提出を拒否された場合の取扱いについて追記をいたしました。(別紙2No7参照)</p> <p>なお、外国為替及び外国貿易法は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的(第1条)としておりますところ、各大学・研究機関におかれましては、安全保障貿易管理の必要性にご理解いただき、また、機微技術流出が生じた場合におけるレピュテーションリスクも含めた大学等のリスクマネジメントの一環として、違反の未然防止のために必要なより自主的な管理を進めていただければと考えております。</p>

27	<p>令和3年4月27日付統合イノベーション戦略会議決定に基づき、大学等研究機関では研究インテグリティに関する対応も求められていますが、研究インテグリティにおいても所属する研究者の職歴、兼業状況、期間外からの研究資金や研究資金以外の支援等の状況などについて報告を受けることになっており、みなし輸出の対応と相関するところが出てくるのではないかと考えています。</p> <p>研究インテグリティと、みなし輸出の対応を連動させることができればと考えておりますが、一方で、特に生活費の支援を受ける場合など、個人のセンシティブな情報を取り扱う場合も想定され、無暗に研究者から報告を求めることは難しく、取り扱う情報について慎重に考えたほうが良いと思われま。</p> <p>各大学、研究機関が研究者から最小限の情報を取得して、みなし輸出と研究インテグリティを連動して対応することができるよう、取得する情報等の考え方などを内閣府や文部科学省とも相談していただき、ガイダンスに例示いただけないでしょうか。</p>	<p>研究インテグリティの確保については、研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへの対応として、利益相反・責務相反管理の観点から、あくまで大学・研究機関における自律的な取組として進めていただくものです。なお、文部科学省では、現在、本ガイダンスの記載内容も参考に研究インテグリティ確保のためのモデルとなる体制・規程等の調査研究を実施中であり、今後、大学や研究機関等に調査結果を周知する予定と承知しております。</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づくみなし輸出管理の明確化についても、利益相反・責務相反管理に関わるものであることから、研究インテグリティ確保のために取得する情報の一部をご活用いただけるものと考えております。</p>
28	<p>今回のガイダンスは、大学・研究機関を対象として学生も「みなし輸出」管理の対象となることになり、研究の技術については学生に提供できない場合があることも政府の方針となっています。このため、学生の父母や高等学校や教育委員会に対しても、「みなし輸出」管理の明確化について周知する必要があると考えます。12月12日朝日新聞の記事では、従前のように外国人研究者や留学生が対象のように記載されているように思えましたので、様々なステークホルダーへの周知をお願いします。</p>	<p>「みなし輸出」管理の明確化については、経済産業省HPへ制度全体概要やQ&amp;Aを掲載しているほか、大学関係者からのご要望も踏まえ、学生の方を対象とした経済産業省からのお知らせの資料として「国際平和・安全の維持のための技術管理制度について」を掲載し、各大学においてご活用いただけるようにしております。</p> <p>引き続き、各種説明会等の場を通じて、「みなし輸出」管理の明確化について正確にご理解いただけるよう周知を行ってまいります。</p>

**(凡例)**

役務通達:「「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易局第491号)等の一部改正について(令和3年11月18日付け20211102貿易局第1号輸出注意事項2021第30号)」による改正後の「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」